

平成28年 第5回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成28年5月17日(火)
午後3時00分～午後4時05分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員
- | | |
|---------|------|
| 教育委員長 | 三宅義雅 |
| 委員長職務代理 | 山崎裕行 |
| 委員 | 西育代 |
| 委員 | 田中保和 |
| 教育長 | 吉原孝 |
4. 出席した職員
- | | |
|------------|-------|
| 教育部長 | 尾野晋一 |
| 教育監 | 三浦正 |
| 次長兼教育総務課長 | 中川拓也 |
| 次長兼社会教育課長 | 石垣好啓 |
| 文化財課長 | 桑野一幸 |
| スポーツ推進課長 | 一松孝博 |
| 公民館長 | 酒谷敬三郎 |
| 図書館長 | 岩佐昌史 |
| 学務課長 | 松田成史 |
| 学務課参事 | 北井啓司 |
| 指導課長 | 野間浩一 |
| こども未来部長 | 己波敬子 |
| 次長兼こども育成課長 | 小林由幸 |
| 事務局教育総務課 | 寺川 款 |
| 事務局教育総務課 | 礮部賢二 |
5. 議事案件
- 議案第15号 『かしわらっ子はぐくみプラン』の策定について(継続審議)
- 議案第16号 柏原市社会教育委員の委嘱について
- 議案第17号 柏原市民文化会館市民劇場委員会委員の委嘱について
- 議案第18号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について
- 議案第19号 柏原市図書館協議会委員の任命について
- 議案第20号 平成28年度 就学援助費の認定基準について
- 議案第21号 平成28年度 支援教育就学奨励費の認定基準について
6. 報告事項 他

7. 会議録の承認及び会議の要旨

三宅委員長： 只今より、平成28年第5回定例教育委員会会議を開催いたします。本日の会議録署名については、田中 保和 委員、よろしく願いいたします。始めに、平成28年第4回定例教育委員会会議録の承認をお願いしたいと思います。会議録につきまして、何かご意見やお気付きの点がございましたらお願いいたします。

委員全員： (意見・異議等なし)

三宅委員長： それでは、平成28年第4回定例教育委員会会議の会議録は承認することといたします。改めて本日の議事に入りますが、議事案件は7件でございます。最初に議案第15号『かしわらっ子はぐくみプラン』の策定について、継続審議となっておりますけれども、改めて指導課の方から説明をお願いします。

野間課長： 議案第15号『かしわらっ子はぐくみプラン』の策定について、改めて指導課よりご説明申し上げます。学力向上には、学校や家庭・地域などそれぞれの立場で様々な取組みをすすめる必要があります。そこで学力向上に関して、学校・家庭・地域がそれぞれ取り組むものとして10の取組を取り上げ、その中で平成30年度まで3年間重点的に取り組んでいくものを4つの柱として考え前回提案させていただきました。それでは、前回との主な変更点を述べさせていただきます。

まず1点目は、目次を追加しました。次に2点目ですが、1ページをご覧ください。前回の会議でご意見をいただいた、1から10の取組について一覧をつけました。3点目は、10の取組の中の4つの重点目標である取組1、取組4、取組5並びに取組7を矢印の図で囲みました。4点目は、9ページをご覧ください。学力向上の組織体制図を追加しました。5点目は、12ページ以降をご覧ください。教育委員会の施策ですが、文末を言い切りの形から、ですます調の形態に統一しました。6点目、17ページですが、「ゴール」という文言を「目標値」に言い換えました。最後に7点目は最後のページ、19ページとなりますが、A3の学校の計画書で、学校の現状と課題を記入できる欄と4つの重点目標に番号を追加しました。以上、学校と教育委員会がベクトルを一つにして取り組んでよりよいものを作り出していきたいと考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

三宅委員長： 何か只今の追加説明の中で、あるいは今までのものを含めてございませぬか。

山崎委員： 最後のページでこの前もお話をされましたが、この表の中のその他というところは、体力と道徳にすればどうかと出ていましたが、どのようにしますか。

吉原教育長： その時のお話でも体力、道徳等でしたね、その二つは何かを記載してもらって、それ以外の特記事項があれば加えて記載していただくと。

山崎委員： それ以外の特記事項というのはあまり思いつかないですね。変わったことを努力されても困る訳で、学力をやられるか体力をやられるか、道徳の力をつけるかとなる訳で、体力、道徳というものをその他に入れてしまうと、学校の方も書きやすいのではないかと思います。

吉原教育長： 何かを書くのであれば「等」を入れていただいた方が良いでしょうね。

三宅委員長： ただ、あまり記載すると見えにくくなってしまう恐れがありますね。最初のところで「知・徳・体」と、これははぐくみプランの骨格ですので入れていただければと思います。

尾野部長： 「知・徳・体」の知識だけでなく全てを入れていくとお伺いしている中で、再

度指導課としては検討をしたわけですが、特に今回は学力向上3カ年計画という計画書ですので、ここに体力であるとか道徳であるとかを入れますと学校現場がそこに明確に書くことができないと、つきましては、ご意見をいただいておりますところは別の計画書であるとか、あるいはサンプルで我々が示す例として一部そこに明記をするとか、提示をしていただくこととし、今回は、学力向上についての計画を中心にしてほしいとの思いからもう一度このような形でお出しをしました。

三宅委員長： 口頭で説明していただくときに、その他の中で中心的にやっておられる学校があると思うので、そのような形で説明していただければと思います。

田中委員： 一定の記入例等は示されるのですか。

尾野部長： それはお示しします。

田中委員： 最後の計画書で、番号を明記したと言われましたが、番号を書いたために目立つことになりましたので、計画書と12ページから14ページにかけて本文の方も同じような形で順番を揃えていただければと思います。

野間課長： 小中一貫の方は、学力向上を下支えするものとして1番とし、一番下段へ書きました。優先順位のトップは、やはり授業ということで4番を上に出していますが、あとの取組に関しての順は、特に意味はございません。

田中委員： 9ページに図を入れていただいたのでイメージしやすくなりました。

三宅委員長： 今日ここで決めていただければ、それを元に学校の方には通達していただけると思いますので、最終的な案として訂正した方が良くとかこの場で整えたいと思いますが、何かご意見はございますか。それでは、議案第15号『かしわらっ子はぐくみプラン』の策定について、原案を一部修正して決定してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

三宅委員長： 議案第15号『かしわらっ子はぐくみプラン』の策定について、原案を一部修正した上で決定いたします。続きまして、議案第16号 柏原市社会教育委員の委嘱について、担当課の方から説明をお願いします。

石垣次長： 社会教育課でございます。議案第16号 柏原市社会教育委員の委嘱について、でございます。2ページをご覧ください。柏原市社会教育委員を社会教育法第15条第2項の規定により、次のとおり委嘱する。委嘱予定者は3ページのとおりです。委嘱年月日は平成28年4月1日、委嘱の期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

三宅委員長： 議案第16号 柏原市社会教育委員の委嘱について、社会教育課より説明がありました。ご意見、ご質問はございませんか。それでは、議案第16号 柏原市社会教育委員の委嘱について、原案どおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

三宅委員長： それでは議案第16号 柏原市社会教育委員の委嘱について、原案どおり決定することといたします。続きまして、議案第17号 柏原市民文化会館市民劇場委員会委員の委嘱について、担当課から説明をお願いします。

石垣次長： 社会教育課でございます。議案第17号 柏原市民文化会館市民劇場委員会委員の委嘱について、でございます。4ページをご覧ください。柏原市民文化会館市民劇場委員会委員を市民劇場委員会規約第3条の規定により、次のとおり委嘱する。委嘱予定

者は5ページのとおりです。委嘱年月日は平成28年4月1日、委嘱の期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

三宅委員長： 議案第17号 柏原市民文化会館市民劇場委員会委員の委嘱について、社会教育課より説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。それでは、議案第17号 柏原市民文化会館市民劇場委員会委員の委嘱について、原案どおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

三宅委員長： それでは議案第17号 柏原市民文化会館市民劇場委員会委員の委嘱について、原案どおり決定することといたします。続きまして、議案第18号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について、担当課の方からお願いいたします。

桑野課長： 文化財課でございます。議案第18号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について、議案書の6ページをお開き下さい。柏原市立歴史資料館等運営協議会規則の第3条及び第4条に基づきまして7ページに掲載させていただいた委嘱予定者の方をお願いしたいと存じます。前回のこの会議で第2号委員以外の6名の委員の方の委嘱を行いました、今回は第2号委員の委嘱予定者の審議をお願いします。委嘱年月日は平成28年4月1日、委嘱の期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

三宅委員長： 議案第18号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について、文化財課より説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。それでは、議案第18号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について、原案どおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

三宅委員長： それでは議案第18号 柏原市立歴史資料館等運営協議会委員の委嘱について、原案どおり決定することといたします。続きまして、議案第19号 柏原市図書館協議会委員の任命について、担当課から説明をお願いします。

岩佐館長： 図書館でございます。議案第19号 柏原市図書館協議会委員の任命について、ご説明いたします。8ページをご覧ください。図書館法第15条及び柏原市図書館協議会条例第3条の規定により、次のとおり任命する。任命予定者は9ページのとおりです。任命年月日は平成28年5月17日、委嘱の期間は平成28年5月17日から平成29年3月31日まででございます。

三宅委員長： 議案第19号 柏原市図書館協議会委員の任命について、異動に伴う委員の任命ですが、何かご意見、ご質問はございませんか。それでは、議案第19号 柏原市図書館協議会委員の任命について、原案どおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

三宅委員長： それでは議案第19号 柏原市図書館協議会委員の任命について、原案どおり決定いたします。続きまして、議案第20号 平成28年度 就学援助費の認定基準について、担当課の方からお願いいたします。

松田課長： 学務課でございます。議案第20号 平成28年度 就学援助費の認定基準について、11ページをご覧ください。平成28年度の準要保護児童生徒の認定基準につきましては、柏原市就学援助費支給要綱第4条第2号の規定により、本市の生活保護基準の1.1倍とし、認定基準額及び支給額の内訳は、その下にある表のとおりでございます。

本年度より2点、変更をした箇所がございます。まず1点目は、借家と持家によって就学援助費の認定基準額を変更した点でございます。2点目は、就学援助支給額のうち、新入学学用品費の支給時期を一部変更した分でございます。変更点につきましては改めてご説明いたします。次に就学援助制度につきまして、ご説明申し上げます。12ページ「就学援助制度の概要」をお開き願います。就学援助制度は、経済的に就学が困難と認められる児童及び生徒に対し、必要な援助を行う制度でございます。憲法第26条の「等しく教育を受ける権利」を実現するため、教育基本法第5条で義務教育を定め、第2項では「国及び地方公共団体は、その実施に責任を負う」とされています。また、学校教育法第19条には、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」とあり、それを受けて、本市では、柏原市就学援助費支給要綱を設けて運用しているところでございます。次に、支給対象世帯でございますが、現に生活保護を受けている世帯である要保護者と、生活保護世帯と同程度の生活困窮世帯である準要保護者が対象となります。13ページをご覧ください。就学援助の認定基準額につきましてご説明申し上げます。就学援助の認定基準額は、各市町村で決定することになっておりますが、多くの市町村が、国の生活保護基準に市で定めた率を乗じた額を就学援助費の認定基準額としており、大阪府下では概ね生活保護法の保護基準額の1.0倍から1.3倍の範囲内で実施されております。本市におきましては、平成18年度までは1.25倍としていましたが、平成19年度より1.1倍となり、平成28年度も1.1倍で実施したいと考えております。基準となる生活保護額は、厚生労働省が3年かけて見直す方針を打ち出しましたが、その後、「生活扶助見直しにより他制度に影響が及ばないよう」との依頼文が厚生労働事務次官や文科省から届きました。そのことを受けまして当教育委員会としましては、厚生労働省により平成25年8月と平成26年4月に生活保護額の変更はございましたものの、平成26年度までは平成24年度と同じ基準で就学援助を実施しました。しかし、平成27年4月に3回目の生活保護額の引き下げが行われたことで、このままでは本市との差が大きくなり、就学援助の認定を生活保護基準で実施していると言えなくなる状況になってきたこと、また、本市の財政状況も勘案して、平成27年度から3回目の引き下げ後の生活保護基準で実施しました。平成28年度も昨年度と同じ生活保護基準で実施しております。次に、13ページの下から2段目の変更点を改めてご説明いたします。1点目の変更点は、認定基準額を変更したことです。より厳格で公平な認定基準とするため、保護者の世帯が居住する住宅で家賃負担のある場合を借家、家賃負担の無い場合、もしくは自己所有である場合を持家として認定基準額を分けて実施します。これは、家賃負担の無い世帯は住居にかかる費用が無いため、就学困難な事態が生じにくいとの判断によります。また持家、住宅ローンの支払いがある方につきましても、将来のための財政形成という側面もございまして、公平性の観点から借家の方と分ける必要があると考えております。このような方法は、本市を除いて大阪府下で生活保護基準を根拠に就学援助を実施している21市中11市で採用している方法でございます。認定基準額の計算方法につきましては、16ページの別紙1「年度別就学援助認定基準額」をご覧ください。右端が平成28年度になっております。借家の場合の住宅扶助費は461,666円で算定しております。これは本市の生活福祉課が平成26年度に生活保護世帯に支給した住宅扶助費の1世帯当たりの平均支給額です。昨年度と比べまし

て67,958円増加しております。持家の場合は、家屋を補修する費用が発生すると考えて住宅維持費として年間120,000円を算定しております。持ち家と借家で認定基準額を分けている11市の中で、この住宅維持費を認めているのは2市でございます。その他の9市は0円としています。16ページが一番下段の合計額ですが、認定基準額は借家が2,662,380円、持家が2,286,547円となっております。平成28年度の申請状況ですが、5月13日現在、学務課での受け付けは551件となっております。その内、借家が204件、持家が347件でございます。昨年度の同時期に比べ150件ほど減少しております。学校申請分は5月末に集計することになっております。14ページにお戻りください。上から2行目になります。変更点の2つ目でございますが、新入学校用品費の支給時期です。これまで中学校1年生に支給していました新入学校用品費を今年度から入学準備の時期に合わせて小学校6年生の3学期に支給するように改めました。また名称も中学校入学準備金と改め、小学校1年生で支給する新入学校用品費と区別します。支給額はこれまでと同額でございます。今年度は移行期間となるため、今年度に限り、中学校1年生にもこれまで同様に新入学校用品費を支給します。補助の主な費目につきましては、生活保護費を受給している要保護世帯は、教育扶助の対象とならない修学旅行費が就学援助の対象となります。準要保護世帯は、学用品費、校外学習費、小学校新入学校用品費、修学旅行費、林間・臨海学習費、学校給食費、中学校入学準備金などが、また、学校保健安全法施行令第8条に指定された疾病の医療費が支給されます。15ページをご覧ください。次に就学援助費支給金額ですが、支給単価は、文部科学省の国庫補助単価を目安に決定しておりますので、平成28年度は平成27年度と同じ支給額で実施したいと考えております。次に、年度別決算の概要につきましては、平成27年度の1人当たりの金額が未確定となっておりますのは、医療費が未確定となっているためでございます。平成25年度から平成26年度にかけての1人当たりの支給額が増加していますが、これは中学校給食が始まったことによります。また、平成26年度から平成27年度に決算額が減少していますが、これは、児童生徒の自然減に加えて、昨年度認定基準額を変更したことによる認定者の減少によるものと思われまます。以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

三宅委員長： 議案第20号 平成28年度 就学援助費の認定基準について、何かご意見・ご質問等ございますか。

吉原教育長： 16ページの別紙1で年度別就学援助認定基準額がありますが、先ほどのご説明をお聴きしますと、平成28年度から借家と持家を生活保護の基準に合わせて分けるということでしたが、持家が11市中2市で住宅維持費としてあげていますが、他は0円ということですから、その分、柏原市は手厚いと言えますが、借家の方の461,666円は平均とお伺いしましたが、昨年度の393,708円は何の数字でしょうか。

松田課長： 平成24年度に支給された額の平均となっております。

吉原教育長： その間、461,666円とあがっているわけですね。

松田課長： はいそのとおりです。

吉原教育長： ただ、平成24年度から平成26年度までは、378,852円となり、平成27年度は393,708円となっておりますが、これはどういうことですか。

松田課長： これは平均を出した年度が違いまして、平成24年度から平成26年度まで

は平成19年度の平均を使用しております。

吉原教育長： 今まで改定しなかったものを平成27年度にむけて改定し、そして今回も改定したということですか。分かりました。

山崎委員： 今後、他市の認定等の状況もお分かりになりましたらお教えいただきたいと思います。

松田課長： 分かりました。調べてお伝えしたいと思います。

三宅委員長： 15ページの中学夜間学級支援費が0人、0円とは、平成27年度は対象者が無かったということですね。

松田課長： そのとおりです。

三宅委員長： それでは、議案第20号 平成28年度 就学援助費の認定基準について、原案どおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

三宅委員長： それでは、議案第20号 平成28年度 就学援助費の認定基準について、原案どおり決定することといたします。続きまして、議案第21号 平成28年度 支援教育就学奨励費の認定基準について、担当課の方からお願いいたします。

松田課長： 19ページをご覧ください。議案第21号 平成28年度 支援教育就学奨励費の認定基準について、でございます。続きまして21ページをご覧ください。支援教育就学奨励費制度の概要でございます。支給の目的でございますが、支援学級等に就学する児童生徒の保護者等の経済的な負担を軽減し、就学を奨励するため、その負担能力の程度に応じて就学に必要な諸経費を支給するものでございます。この制度は平成27年度から実施し、今年度は2年目となります。申請は、就学援助費と支援教育就学奨励費の両方の申請ができますが、どちらも条件を満たしている場合には、支給額の多い就学援助費の方を認定しております。法的な根拠と支給対象者は、21ページの2、3のとおりです。22ページをご覧ください。特別支援学校への就学援助に関する法律施行令に認定基準及び支給額につきまして定められております。第Ⅰ段階は、収入額が生活保護基準の1.5倍未満、第Ⅱ段階は、収入額が生活保護基準の1.5倍以上2.5倍未満、第Ⅲ段階は、収入額が生活保護基準の2.5倍以上となっておりますので、支援学級等に入っていましたら全てにおいて支給額は異なりますが支給されるということになります。これを基に平成28年度分を算出したいたしましたのが20ページ、2の認定基準額及び3の支給額となっております。認定区分は、第Ⅰ区分が305,285円未満、第Ⅱ区分が305,285円以上508,807円未満、第Ⅲ区分が508,807円以上でございます。支給額は3に記載していますように、第Ⅰ、第Ⅱ区分が学用品費、新入学学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費については、それぞれの保護者実費の半額、通学費は実費となり、第Ⅲ区分につきましては、通学費の半額となっております。22ページをご覧ください。平成27年度の実績でございます。小学校の支援学級の児童数は、1144人でそのうち申請人数は62人です。内訳は第Ⅰ、第Ⅱ段階が58人、第Ⅲ段階が4人です。支給額は、1,683,539円でそれに伴う国庫補助金は841,000円です。中学校の支援学級の生徒数は51人で、申請人数は25人です。第Ⅰ、第Ⅱ段階が24人、第Ⅲ段階が1人です。支給額は、1,142,454円でそれに伴う国庫補助金は571,000円です。学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒の申請はございませんでした。該

当する児童生徒と言いますのは、23ページに書いております障害を持っておられる児童生徒のことで申請はございませんでした。以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

三宅委員長： 何かご質問等はございますか。

吉原教育長： 第Ⅰ区分と第Ⅱ区分の差は何になるのでしょうか。支給額に影響がないので第Ⅰ区分と第Ⅱ区分を分離して管理する必要性がどこにあるのかお伺いします。

松田課長： 支援学校に入学している児童生徒につきましては、第Ⅰ区分と第Ⅱ区分で差はございます。ただ、支援学校ではございませんのでそういう意味で第Ⅰ区分と第Ⅱ区分は同じということになります。

吉原教育長： 柏原市の住民で支援学校に通っている場合は、第Ⅰ区分と第Ⅱ区分の方で支給額に差が出るということですか。

松田課長： そのとおりです。

吉原教育長： それは柏原市の場合、支援学校に通われている児童生徒はいないのですか。

三宅委員長： 児童生徒は該当がないのか、申請が無いだけで該当はあるのですか。

松田課長： 柏原市につきましては、柏原市立の小中学校に対して支給しておりますので、支援学校に通われている方につきましては、支給をしておりません。

吉原教育長： 支援学校に通われている柏原市民の方は、どこが支援しているのですか。

松田課長： 府の方に制度がございます。

吉原教育長： 第Ⅰ区分と第Ⅱ区分を分離して管理する必要性は少なくとも市町村にはないということですか。

松田課長： そのとおりです。

吉原教育長： わかりました。続けて、第Ⅲ区分というのは、月額508,807円以上であればすべて交通費の半額が必要なのですが、実際114人のうち62人ということは申請できるがされていないのか、交通費が0円だから申請されていないのか実態はお分かりですか。

松田課長： 実際のところ申請されていないです。

吉原教育長： 交通費の実額がなければ0円となり、申請しても無意味であることから、申請されないのか、または些少なため申請しないのかお分かりでないですか。

松田課長： ご指摘の点についての理由は不明です。

吉原教育長： わかりました。

三宅委員長： 他に何かご質問等はございますか。それでは、議案第21号 平成28年度 支援教育就学奨励費の認定基準について、原案どおり決定してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

三宅委員長： ありがとうございます。それでは、議案第21号 平成28年度 支援教育就学奨励費の認定基準について、原案どおり決定することといたします。本日の議案案件は以上でございますが、続きまして、報告事項があればお願いいたします。

己波部長： 【家庭教育講座の申し込み数について】の報告

小林次長： 【公立幼稚園の募集時期について】の報告

松田課長： 【平成28年度 柏原市立学校園の児童・生徒数・園児数、学級数と教員数

について】の報告

三宅委員長：他に報告事項はありますか。

各課：（報告事項なし）

三宅委員長：何かご意見・ご質問はございますか。

委員全員：（意見・質問なし）

三宅委員長：無いようであればこれで閉会とします。次回、平成28年第6回定例教育委員会会議につきましては、日程調整をさせていただいており、平成28年6月28日（火）午後3時00分からの予定となっておりますがよろしいですか。

委員全員：（了承）

三宅委員長：会議終了にあたりまして、山崎 職務代理よりご挨拶をお願いします。

山崎委員：以上をもちまして、平成28年第5回定例教育委員会会議を終了します。本日はありがとうございました。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成28年5月17日

柏原市教育委員